



平成30年(ワ)第9681号  
名誉棄損等請求事件  
原告 吉 井 康 雄  
被告 学校法人大阪経済大学 外3名

令和元年9月10日

### 証拠説明書(3)

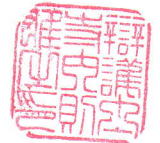
大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御中

被告ら4名訴訟代理人

弁護士 俵 正 市



(主任) 弁護士 寺 内 則 雄



弁護士 板 谷 直 樹



号証	標 目 (原本・写しの別)	作成者	立 証 趣 旨
乙4	東京地判平成15年8月22日判決 (判例時報1838号83頁, 97頁, 98頁, の3枚抜粋)	判例時報社 写し	名誉毀損による不法行為が成立するためには, 名誉毀損の行為について「公然性」すなわち, 当該事実摘示等が第三者へ流布ないし伝播する可能性が必要であることの裁判例があること。

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成者	立 証 趣 旨
乙5	最高裁平成16年 7月15日第一小 法廷判決	写し	株式会社 L I C	* 名誉毀損の成否が問題となっている 法的な見解の表明は、判決等により裁 判所が判断を示すことができる事項に 係るものであっても、事実を摘示する ものとはいえ、意見ないし論評の表 明に当たるとというのが最高裁判例であ ること。
乙6	水戸地裁平成13 年9月26日判決 (判例タイムズ1 127号188 頁, 189頁, 2 09頁, 抜粋)	写し	判例タイ ムズ社	訴訟迫行過程における主張立証活動 が名誉毀損として不法行為が成立する ためには、当初から相手方当事者の名 誉を侵害し、侮辱する意図で、殊更に 虚偽の事実又は事件と無関係な事実を 主張し、そのような意図がなくとも相 応の根拠なしに訴訟迫行上の必要性を 超えるものでない限り正当な訴訟活動 として違法性が阻却されること。
乙7	東京地裁平成18 年3月20日判決 (判例タイムズ1 244号240 頁, 247頁, の 2枚抜粋)	写し	判例タイ ムズ社	同 上。

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成者	立 証 趣 旨
乙 8	東京地裁平成 1 8 年 8 月 3 1 日判決 (判例タイムズ 1 2 2 4 号 2 7 4 頁, 2 7 6 頁, の 2 枚抜粋)	写し	判 例 タ イ ムズ社	同 上。

以 上